

岩手県公安委員会告示第2号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行う。

平成22年3月5日

岩手県公安委員会

委員長 藤原 博

1 検定に係る警備業務の種別及び級、日時並びに場所

種別及び級	日 時	場 所
雜踏警備業務 1級	平成22年6月17日(木)午前9時30分から午後5時まで	紫波郡矢巾町流通センター南一丁目2番7号 盛岡地区労働者共同福祉センター

2 検定定員 30人（定員に達した場合は、申込みを打ち切る。）

3 受検対象者

岩手県内に住所を有する者又は岩手県内の営業所に属する警備員であつて、次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 雜踏警備業務に係る2級の検定（以下「2級検定」という。）の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
(2) 都道府県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

4 受検手続

(1) 受付期間 平成22年5月17日(月)から同月21日(金)までの午前9時30分から午後5時30分までの間

(2) 受付場所 次に掲げる場所とする。

ア 岩手県内に住所を有する者にあっては、住所地（検定を受けようとする者が岩手県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、住所地又はその営業所の所在地）を管轄する警察署

イ 岩手県内に住所を有する者以外の者であつて岩手県内の営業所に属する警備員にあっては、その営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類 検定を受けようとする者は、検定申請書1通に次に掲げる書類を添付し提出すること。

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの 2枚

イ 岩手県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面（検定を受けようとする者が岩手県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、住所地を疎明する書面又はその営業所に属することを疎明する書面）

ウ 岩手県内に住所を有する者以外の者であつて岩手県内の営業所に属する警備員にあっては、その営業所に属することを疎明する書面

エ 3の受検対象者に該当する者であることを疎明する次の書面

(ア) 3の(1)に該当する者にあっては、合格証明書の写し及び受検する警備員が雑踏警備業務に従事していたことを疎明する当該警備員が属する警備業者が作成した書面

(イ) 3の(2)に該当する者にあっては、1級検定受検資格認定書の写し

(4) 受検手数料 検定申請書提出時に、13,000円を岩手県収入証紙により納付すること。

5 検定事項等

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関する事。

ウ 雜踏の整理に関する事。

エ 雜踏警備業務の管理に関する事。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(2) 実技試験

- ア 雜踏の整理に関すること。
- イ 雜踏警備業務の管理に関すること。
- ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の順序等 検定は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

6 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具、帽子（制服で使用している帽子、運動帽又はヘルメット）、警笛及び雨具類を持参すること。
- (2) 検定の詳細については、岩手県警察本部生活安全企画課又は最寄りの警察署に問い合わせること。